

日本基礎心理学会会則

(2024 年 12 月 1 日改定)

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称) 本会は、日本基礎心理学会 (英文名 : The Japanese Psychonomic Society) という。

第 2 条 (事務局の所在) 本会の事務局は、理事会において承認された場所に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 (目的) 本会は、心理学の基礎研究に関する成果発表および情報交換、会員相互および内外の関連学会との連携を通じて基礎心理学の振興を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術大会、講演会等の開催
- (2) 学会誌、研究報告書、およびその他の資料の刊行
- (3) 研究および調査の実施
- (4) 研究の奨励および業績の表彰
- (5) 関連学術団体との連携協力
- (6) 国際的学術交流の推進
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 本会の事業および会計に関する年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 会 員

第 5 条 (会員の種別) 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 大学院博士課程後期課程または前期課程 (修士課程) における心理学専攻 (または心理学相当の専攻) を修了した者、またはこれらのいずれかに在学している者、または心理学の基礎研究に現在従事する者で、入会を認められた個人
- (2) 名誉会員 心理学の基礎研究において学術上顕著な功績をもつ者、または本会の

運営上特に功労のあった会員で、総会の議決をもって推薦された者

(3) 特別会員 国外在住の外国人で、本会に特に貢献があったとして総会の議決をもって推薦された者

(4) 終身会員 正会員として本会に 30 年間以上在籍した会員で、自ら種別の変更を申請し理事会にこれを承認された満 75 歳以上の者

(5) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、その事業を賛助する個人、法人または団体

第 6 条 (入会) 正会員または賛助会員になろうとする者は、正会員 2 名の推薦を受けた入会申込書を理事長に提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

第 7 条 (入会金および会費) 正会員として入会を認められた者は、入会金を納入しなければならない。

2 正会員および賛助会員は、それぞれ所定の会費を納入しなければならない。

3 本会の入会金および会費は、別に定める。

4 名誉会員、特別会員および終身会員は入会金および会費を、また賛助会員は入会金を納めることを要しない。

第 8 条 (資格の喪失) 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 禁治産もしくは準禁治産の宣告
- (3) 死亡、失踪宣言もしくは団体の解散
- (4) 除名

第 9 条 (退会) 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第 10 条 (除名) 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長が除名することができる。この場合、その会員は議決の前に弁明する機会を与えられるものとする。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 会費を滞納したとき

第4章 役員および職員

第11条（役員） 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事36名（うち、理事長1名、常務理事5名）
- (2) 監事2名

第12条（役員の選任） 理事、理事長、常務理事、および監事は、細則に定める手続きに従って選出され、理事会の議決を経て、遅滞なく会員に報告されなければならない。

- 2 理事および監事は、相互に兼ねることができない。投票の結果、理事および監事の双方に当選した場合には、理事の選出が優先する。

第13条（理事の職務） 理事長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、理事長が欠けたとき、または本会の運営上必要と理事長が判断したときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常務理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、会務に従事するとともに、理事会に審議事項を提案する。

- 4 理事は、理事会を組織して、第21条に定める総会の議決事項以外の事項を議決し、執行する。

第14条（監事の職務） 監事は、本会の事業および財務に関し、執行の状況を監査する。

第15条（役員の任期） 本会の役員の任期は3年とし、改選後に行われる最初の通常総会終了の翌日から、任期満了となる年度の通常総会終了の日までとする。

- 2 理事長は、連続する2期（6年）を超えてその任に留まることができない。
- 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第16条（役員の報酬） 役員は、無報酬とする。ただ

し、会務のために要した費用は支弁することができる。

第17条（幹事） 理事長は、事務局に所属して会務を担当する幹事若干名および嘱託若干名を任命することができる。

- 2 幹事は正会員でなければならない。
- 3 幹事は無給、嘱託は有給とする。ただし、会務のために要した費用は別途支弁することができる。

第5章 会議

第18条（総会の構成） 総会は第5条第1号の正会員をもって組織する。

第19条（総会の招集） 通常総会は、毎年度1回理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長はその請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第20条（総会の議長） 総会の議長は、会議の都度、出席正会員の互選により定める。

第21条（総会の議決事項） 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 本会会則に定める名誉会員、特別会員、および除名に関する事項
- (5) その他、理事会において必要と認めた事項

第22条（総会の定足数等） 総会は、正会員現在数の20分の1以上の出席者により成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、および他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、会則の変更を除き出席者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

第23条（会員への通知） 総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

第 24 条（理事会の招集等） 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から 20 日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。
- 3 理事長は、必要に応じ理事以外の会員に対して理事会への出席を求めることができる。

第 25 条（理事会の定足数等） 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章 会 計

第 26 条（運営経費） 本会運営のための経費は、会員による入会金および年会費、その他をもって充てる。

- 2 本会が行う各種事業に要する費用は、当該事業に対する参加者または受益者から、年会費と別に徴収することができる。

第 27 条（予算および決算） 本会の予算および決算は、総会の議決を得なければならない。

第 7 章 会則の変更

第 28 条（会則の変更） 本会会則の変更については、理事会の提案にもとづき、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成により決定される。

第 8 章 補 則

第 29 条（施行細則） 本会会則の施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て、別に定める。

付 則

- 1 この会則は 2001 年 4 月 1 日から施行する。ただ

し、2000 年 12 月 1 日現在の役員の任期は 2002 年度通常総会終了の日までとし、施行日から任期終了日までの間は、旧会則に定める運営委員長が理事長、運営委員が理事、常任運営委員が常務理事となる。

- 2 この会則の施行に伴い、2000 年度まで適用の会則（1981 年 5 月 2 日制定、1995 年 9 月 1 日一部改正）は廃止する。
- 3 この会則は 2007 年 12 月 8 日、一部改定された。これに伴い、これ以前の準会員は正会員となる。ただし、この時点で準会員である者は、大学院博士前期課程もしくは修士課程を修了するまで、入会金の納入を猶予する。
- 4 この会則は 2012 年 11 月 4 日、一部改定された。
- 5 この会則は 2016 年 10 月 30 日、一部改定された。

会則施行細則

第 1 章 通 則

第 1 条 日本基礎心理学会会則第 29 条に基づき、会費、役員（理事および監事）の選出、委員会、大会等に関する諸規定を設ける。

第 2 章 入会金および会費

第 2 条 本会の入会金は次のとおりとする。

(1) 正会員 入会時 10,000 円

- 2 入会金は入会時に納入しなければならない。

第 3 条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 9,000 円

(2) 賛助会員 年額 50,000 円

- 2 前項の定めにかかわらず、次の号に該当する者は、所定の手続きによって申し出た場合には、次に定める会費の適用を受けることができる。

(1) 正会員（就学減免） 年額 4,500 円

大学院博士前期課程または修士課程に在学している、もしくはそれと同等の就学状況にある者

- 3 会費は原則として前年度末までに納入しなければならない。

- 4 理事会は、会費を 2 年以上納入しない会員に

ついて、本人が退会したものとみなすことができる。

第3章 理事および監事の選出

第4条 理事は、投票によって選出された理事（以下、選出理事という）および前期の理事会によって推薦された理事（以下、推薦理事という）から構成される。

第5条 理事の定数配分は、選出理事 18 名、推薦理事 18 名とする。

第6条 選出理事および監事の選挙は、次のように行う。

- (1) 選挙は、理事会が指名する委員をもって構成される選挙管理委員会が実施する。
- (2) 所定の投票方法による無記名投票とする。
- (3) 選挙人は正会員とする。
- (4) 被選挙人は正会員とする。
- (5) 選挙の具体的手続きは別に定める。

第7条 推薦理事の決定は、次のように行う。

- (1) 次期の選出理事の決定が行われたのち、理事会は、常務理事会の提案に基づいて審議の上、次期の推薦理事を決定する。
- (2) 推薦理事は正会員の中から選出する。

第8条 選出理事および監事に欠員が生じた場合には、理事会の議決を経て、理事長が指名する者をもって補う。

- 2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 理事長および常務理事の選出

第9条 理事長の選出は、次のように行う。

- (1) 理事長は、次期理事の中から単記・無記名投票によって互選し、投票総数の過半数の票を得た者を理事長とする。
- (2) 過半数を得た者がいない場合には、得票の多い上位 2 名を被選挙人とする投票を行い、上位得票者を理事長とする。
- (3) 得票者が同数の場合は、抽選によって決定する。

第10条 常務理事は、理事長が理事の中から指名する。

- 2 理事長は、当期の常務理事の指名結果を理事会に報告しなければならない。

第5章 委員会

第11条 本会にその事業遂行のため、次の常置委員会を置く。

- (1) 編集委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 優秀発表賞選考委員会
- (4) 優秀論文賞選考委員会

- 2 各常置委員会の任務、任期、定員等は、別に定める。

第12条 本会に、常置委員会のほか、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第6章 大会

第13条 本会は、主催機関によって運営される学術大会を毎年 1 回行う。

第14条 大会の主催機関は、理事会において決定する。

第15条 大会の運営等については別に定める。

第7章 補則

第16条 本細則の変更は、理事会の提案にもとづき、総会において出席正会員の過半数の賛成により決定される。

付 則

- 1 この細則は 2001 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2000 年 12 月 1 日現在の役員の任期は 2002 年度通常総会終了の日までとし、施行日から任期終了日までの間は、旧会則に定める運営委員長が理事長、運営委員が理事、常任運営委員が常務理事となる。
- 2 この細則の制定に伴い、2000 年度まで適用の施行細則（1981 年 5 月 2 日制定、1995 年 9 月 1 日一部改正）は廃止する。
- 3 この細則は 2007 年 12 月 8 日、一部改定された。
- 4 この細則は 2016 年 10 月 30 日、一部改定された。
- 5 この細則は 2023 年 12 月 3 日、一部改定された。
- 6 この細則は 2024 年 12 月 1 日、一部改定された。